

先進地調査について（案）

1 概要

条例制定に係る検討の参考とするため、先進地の取組みを調査する。

2 調査対象自治体

（1）千葉県

- ・「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」
- ・平成 19 年 7 月 1 日施行
- ・全国で初めて障害を理由とする差別の解消に関する条例を制定
- ・「地域相談員」、「広域相談員」などの相談体制、「調整委員会」による紛争解決、差別解消の取組を推進する「推進会議」などが特徴

（2）さいたま市

- ・「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」
- ・平成 23 年 4 月 1 日施行
- ・政令市で唯一障害を理由とする差別の解消に関する条例を制定
- ・「委員会」による助言・あっせん、障害者の就労支援や地域生活支援など、障害者の総合的な支援体制が規定されていることが特徴。条例づくりの時に始めた、障害者と市民が一緒に話し合う場である「100 人委員会」が、条例施行後も「市民会議」と名称変更して継続している。

3 調査時期

平成 26 年 7 月中の平日。日帰りで 2 か所を調査

4 調査員

障害者施策推進協議会委員 3 名，事務局職員 2 名 計 5 名

5 主な調査項目（案）

- （1）条例制定までの経過
- （2）条例づくりにおける重要なポイント
- （3）施行後の状況と課題 など